

# 私立幼稚園をお申込みの方へ（新制度に移行していない幼稚園）

須恵町 施設等利用給付認定（幼児教育・保育の無償化にかかる申請）のお知らせ

私立幼稚園の児童が無償化の対象となるには、施設等利用給付認定申請書の提出が必要となります。

**※この案内をよくご覧になり内容を確認したうえで、各園へご提出ください。**

## （1）認定の対象となる幼稚園児

1. 対象児童が施設利用日において須恵町に住民登録をしている
2. 施設型給付を受けない認可の私立幼稚園に通園中の満3歳（※1）から小学校入学前の子ども

※1 満3歳児は、満3歳となった日から対象となります。（日割り計算にて算定されます）

## （2）無償化の対象について

・無償化の対象は、「保育料」と「入園料」です。月額25,700円を上限として無償化されます。

（※入園料については入園初年度に月額換算して計算されます。）

・年度途中の入園又は退園の場合は、在園期間に応じて無償化されます。

・幼稚園の預かり保育を利用する子どもについては、「保育の必要性がある※2」と認定を受けた場合、

日額450円×利用日数（ただし月11,300円まで）を上限として預かり保育の利用料が無償化されます。

（満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが預かり保育の無償化の対象です。その場合の月上限は16,300円になります。）

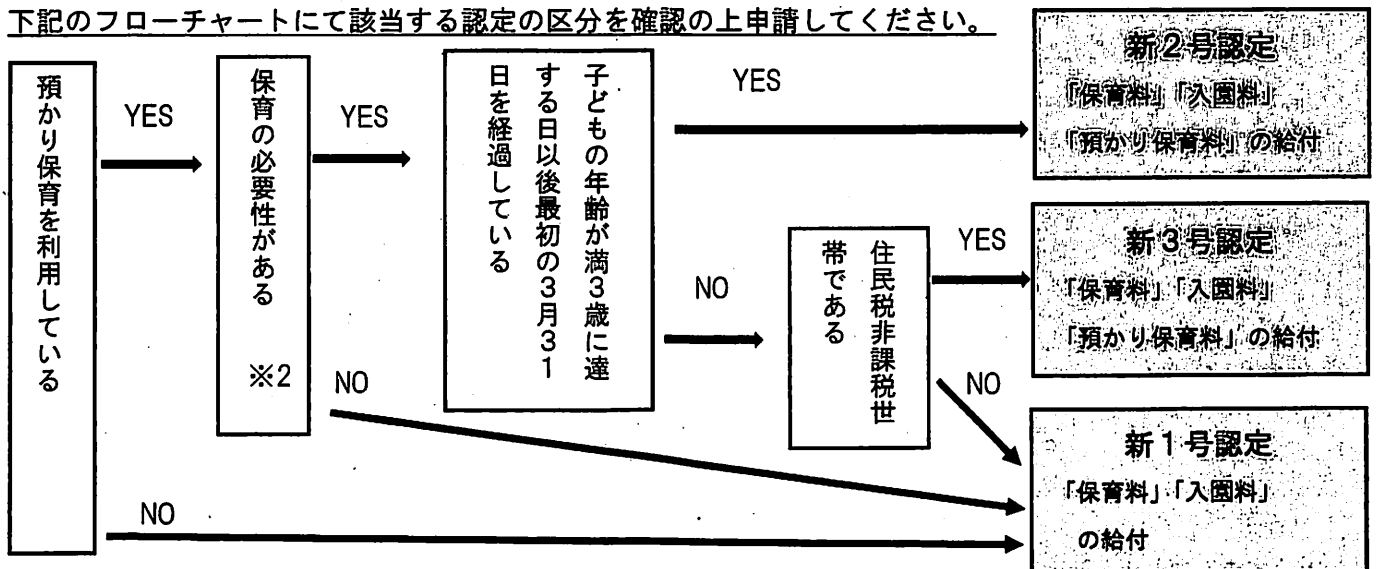
令和5年4月～8月分の預かり保育利用料	令和4年度市町村民税額(令和3年中の収入に基づく)
令和5年9月～令和6年3月分の預かり保育利用料	令和5年度市町村民税額(令和4年中の収入に基づく)

## （3）認定区分及び申請について

・申請の手続きは、通園先の幼稚園を通じて行います。

・要件により、認定される区分および必要な書類が異なります。

下記のフローチャートにて該当する認定の区分を確認の上申請してください。



※2 保育の必要性があるとは、子どもの保護者（父・母とも）が次のいずれかの事由に該当する場合です。

- （ア）月64時間以上就労している。（イ）母親が出産の前後である。（出産予定月の前後2ヵ月以内）
- （ウ）疾病、負傷、障がい等を有している。（エ）就学している。（月64時間以上）
- （オ）長期にわたり、疾病または障がい等を有する同居の親族を常時介護している。
- （カ）震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。（キ）求職活動をしている。（1ヵ月以内に就業が基本）
- （ク）保護者のうちどちらかが育児休業中である。（申込児童が令和5年4月1日現在、3歳児以上である場合のみ）

（※認定期間は育児休業の対象となる子どもが1歳になる月の末日まで）

(4) 必要書類について

申請される区分によって必要な書類が異なります。

※提出の際は封筒に封入し、のりづけの上ご提出ください。

申請する認定区分	必要書類
新1号認定	下記表の1・3・4・5の書類
新2号認定	下記表の2～8までの書類
新3号認定	下記表の2～8までの書類

1. 申請書① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）	※お子さん1人につき1枚申請書が必要です。 記入例を参考に記入してください。
2. 申請書② 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）	
3. 保護者（申請者）のマイナンバー確認書類の写し	確認書類の例：マイナンバーカードの裏面、通知カード
4. 児童のマイナンバー確認書類の写し	
5. 保護者（申請者）の本人確認書類（顔写真付の公的証明書）の写し	本人確認書類の例：マイナンバーカード（表面）、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など※1
6. 保育を必要とすることを証明する書類 （①～⑧のいずれかのうち、該当するものを提出） ※保護者（父・母）分の書類がそれぞれ必要となります。（2名以上申請する場合は世帯に1部で構いません） ※ア～オの書類は須恵町指定の様式がありますので配布窓口（子育て支援課）へ申し出てください。須恵町ホームページからもダウンロードできます。 【各種証明書類の証明日について】 ※証明書を添付する際は申請日の1カ月以内の日付の証明書類を添付してください。	①会社勤務・自営業等・・・「ア・就業証明書」 ※自営の場合は、自営をしていることがわかる資料を添付
	②復職予定・育児休業中・・・「イ. 復職（予定）証明書」
	③産前産後の利用希望・・・出産予定日のわかるもの（補助券など）
	④疾病・負傷中・・・「ウ. 医師の診断書」
	⑤同居の親族の介護・看護・・・「エ. 介護（看護）状況申立書」と何かそのことがわかる資料を添付
	⑥災害復旧・・・「羅災証明書の写し」と「申立書」
	⑦就学・・・「在学証明書」又は「学生証の写し」 ※時間割などの就学時間と在学期間がわかるものを添付
	⑧求職中・・・「オ. 就労誓約書」
〈該当者のみ〉 7. 父母及び生計中心者のマイナンバー確認書類の写し	3. 以外に該当する方がいる場合のみ 確認書類の例は3. と同じ
〈該当者のみ〉 8. 須恵町令和5年度認可保育所等申請済確認書	該当児童が『令和5年度須恵町認可保育園・認定こども園（長時間）』の利用申請をしている場合は、この書類のみ提出してください。

※1 顔写真が付いていない公的証明書（健康保険証・年金手帳・児童扶養手当証書など）の場合は2点必要となります。

※申請後勤務先等変更があった場合は、速やかに新たな就業証明書等を提出してください。

(5) 提出先・提出期限について

- ・提出先：通園（予定）している幼稚園
- ・提出期限：通園（予定）している幼稚園へお問い合わせください。

(6) 認定結果について

- ・申請後、認定結果を送付します。（令和5年3月予定）

(7) 無償化部分の支払について

- ・保育料・入園料の無償化部分については、町より直接園に利用料が支払われるため保護者からの支払は不要です。

※無償化の上限を超えた分の保育料・入園料及び補助の対象とならない費用（給食費、通園費等）は直接幼稚園にお支払いください。

- ・新2号、新3号認定の預かり保育料については、先に保護者から幼稚園へ利用料をお支払いいただき、請求書を提出していただいた上で請求者（保護者）の口座へ返金します。請求の際に預かり保育料の領収書が必要となりますので、必ず保管をお願いします。（年4回の返還を予定しています。）

対象月	園から町への提出締切 （※園とりまとめ時期要確認）	町から保護者へ振込予定
4月～6月分	7月末	8月末
7月～9月分	10月末	11月末
10月～12月分	1月末	2月末
1月～3月分	4月末	5月末

**【重要】 注意事項**

**支給認定について**

①施設等利用給付認定を受けていない児童は無償化の対象とならないため、必ず認定申請を行ってください。また、申請日より遡って認定することができないため、必ず利用開始前に認定申請を行ってください。

②預かり保育の無償化の対象となるのは、施設等利用給付認定の新2号及び新3号認定を受けた児童が対象となります。

③施設等利用給付認定期間外は、請求された場合でも無償化の対象外となります。

**施設等利用給付認定申請について**

①申請後(利用開始後)に提出内容に変更が生じる(た)場合  
状況に変更が生じる(た)場合は、速やかに園へ届け出てください。

※特に町外への転出・転入については、利用費の支給に影響しますので異動することが決まり次第連絡をお願いいたします。

②新1号認定の方が年度途中より預かり保育の無償化を希望する場合

預かり保育を利用する（保育の必要性の事由が生じた）場合には、新2号（または新3号）への認定の変更が必要です。

※利用を開始する前に必ず申請を行ってください。申請前に利用した預かり保育料は無償化の対象になりません。

（保育の必要性を証明する書類が必要となりますので、認定の要件等を含め早めにご確認ください。）

③勤務状況等の確認について

新2号、新3号認定は継続して要件を満たしていることが条件となります。そのため、要件に該当しなくなる場合は新1号認定へ切り替えのため、申請書を提出してください。新2号・新3号認定は定期的に要件に該当しているかを確認する現況調査があります。

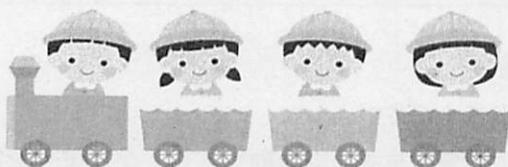
また、実際の勤務状況等が、提出した勤務証明書等の内容と著しく異なる場合等、虚偽の届出と判断される場合は、認定の取り消しや給付の返還を求める場合があります。

各種届出について

下記の状況のときは届出が必要です。届出の際に必要な書類については在籍する幼稚園または子育て支援課にありますので申し出てください。

※「施設等利用給付認定・変更申請書」を提出する手続きについては必ず状況が変わる前に届出てください。

状況	必要な届出
新2号、新3号認定中に預かり保育を利用しなくなる（保育の必要性の要件に該当しない）とき	申請書① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 （法第30条の4第1号）
新1号認定の方が年度途中より預かり保育を希望する（保育の必要性が出てきた）とき	申請書② 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 （法第30条の4第2号・第3号） 様式に応じた必要書類
須恵町外から転入するとき	子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 ①または② 様式に応じた必要書類
須恵町外に転出するとき（認定取り消し）	施設等利用給付認定変更届
保護者や児童の氏名が変わるとき	施設等利用給付認定変更届
児童と生計を同じくする保護者が変わるとき	施設等利用給付認定変更届
町内転居で転居したとき	施設等利用給付認定変更届



【お問合せ先】

須恵町役場子育て支援課

住所 糟屋郡須恵町須恵 771

電話 932-1459

FAX 933-6626